

志摩市太陽光発電設備等設置費補助金 Q & A

Q 1 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

○市が交付決定した日以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。

Q 2 事業着手日はいつですか

- 一般的に着手日は、太陽光発電設備等の設置に関する工事等の契約日となります。
- 太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日を事業着手日とします。

Q 3 事業完了日はいつですか

- 設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。
- また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q 4 国の他の補助金等と併用することは可能ですか

○同一の設備に対して、補助金を併用することはできません。

Q 5 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象にできますか

○蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q 6 太陽光発電設備が別補助を受ける場合、蓄電池を対象にできますか

○蓄電池は、太陽光発電設備の付帯設備であることが条件ですので、蓄電池のみが補助対象となることはありません。

Q 7 既設住宅への設置は対象となりますか

○対象となります。

Q 8 別荘への設置は対象となるか

○対象となりません。

Q 9 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

○対象外となります。

Q10 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか

- 「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。
ただし、発電した電力量の30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q11 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）はそれぞれ補助されますか

- 1つの住宅に1回の補助となります。
○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。
○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合は、それぞれ1つの住宅として、それぞれに補助されます。

Q12 住宅用として店舗併用住宅へ設置する設備も補助されますか

- 以下の条件の全てを満たし、住宅部分に自ら定住していれば可能です。
・併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担し太陽光発電設備を設置
・発電した電力の一定の割合（家庭用30%）以上を自家消費
・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

Q13 太陽光発電設備の増設も対象となりますか

- 対象とすることはできますが、増設した設備で発電した電力の一定の割合（家庭用30%、事業所用50%）以上を自家消費することが必要です。
※本補助金を活用して設置した設備のある住宅への増設は対象外です。

Q14 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理はどうなりますか

- 小数点以下を切捨て処理してください。

Q15 太陽光発電設備の価格が7万円/kWを下回る補助額の計算はどうなりますか

- 実際の価格（工事費込み・税抜き）を対象としてください。

Q16 太陽光発電設備のパネルとパワーコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

- パネル（モジュール）とパワーコンディショナー（パワーコン）の低いほうの数値を採用してください。
○「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」を設置する場合は補助の対象外です。
【例】過積載を目的としてパネルのみ増設
【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q17 10kW を超える設備を設置する場合に必要な自家消費量はどのようになりますか

○補助に相当する発電量の一定の割合（家庭用 30%、事業所用 50%）以上を自家消費する必要があります。

【例】12kW の家庭用発電設備を設置する場合

→発電量×10kW/12kW×30%以上の電力を自家消費する

Q18 電力消費量計画書はどのように試算すればいいですか

○電力消費量計画書は、販売店等にご相談ください。

Q19 リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすればいいですか

○JIS 準拠の条件について確認が困難な場合、SII にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断して差し支えありません。

Q20 15.5 万円/kWh を超える家庭用蓄電池は対象となりますか

○対象となります。

ただし、交付率の上限は 15.5 万円/kWh になります。

Q21 価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $72.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 14.5 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh 以下）

$72.5 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 24.16\cdots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

Q22 価格が 100 万円（7 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $100 \text{ 万円} \div 7 \text{ kWh} = 14.2 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh 以下）

$100 \text{ 万円} \times 1 / 3 \times 5 \text{ kWh} / 7 \text{ kWh} = 23.80\cdots \Rightarrow 23.8 \text{ 万円}$ となります

Q23 価格が 98.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $98.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 19.7 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh を超える）

$15.5 \text{ 万円/kWh} \times 5 \text{ kWh} \times 1 / 3 = 25.83\cdots \Rightarrow 25.8 \text{ 万円}$ となります。

Q24 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきですか

○ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。

Q25 トライブリッド蓄電池は対象となりますか

○トライブリッド蓄電池（太陽光発電＋蓄電池＋EV 充放電システムを 1 つのパワコンで管理するもの）についても、補助の対象とします。

Q26 ポータブル蓄電池は補助対象となりますか

○定置用で、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることを条件としていますので、補助対象外です。

Q27 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか

- 補助金算定の際はカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。